

令和 6 年度 久留米市産業団地整備事業特別会計予算

令和 6 年度久留米市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 361, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

産業団地整備事業特別会計

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,359,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-----------|-----------|
| 1 繰入金 | | 1,000 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,000 |
| 2 繰越金 | | 1,000 |
| | 1 繰越金 | 1,000 |
| 3 市債 | | 1,359,000 |
| | 1 市債 | 1,359,000 |
| 歳入合計 | | 1,361,000 |

歳 出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-------|-----------|
| 1 事業費 | | 1,358,000 |
| | 1 事業費 | 1,358,000 |
| 2 公債費 | | 2,000 |
| | 1 公債費 | 2,000 |
| 3 予備費 | | 1,000 |
| | 1 予備費 | 1,000 |
| 歳 出 合 計 | | 1,361,000 |

第 2 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-------|-----------------|--------------|
| 1 事業費 | 1 事業費 | 産業団地整備事業にかかる委託料 | 千円 95,800 |
| | | | |

第 3 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------|-----------------------------|--------------|
| 産 業 団 地 整 備 業 務 委 託 料 | 令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で | 千円 31,200 |
| 土 地 購 入 費 | 令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で | 297,700 |
| 建 物 等 移 転 補 償 金 | 令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で | 147,000 |
| | | |

第 4 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------------|-----------------|------------------------|---|--|
| 産 業 団 地 整 備 事 業 | 千円 1,359,000 | 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 | 4.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 計 | 1,359,000 | | | |

